## 「固定資産税相続人代表者指定届 兼 現所有者申告書」について

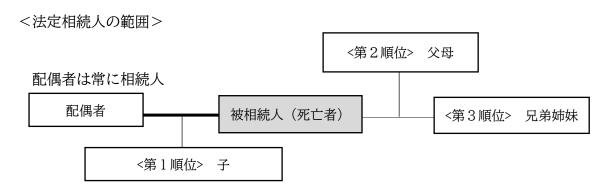
## 1 現所有者について

- (1)固定資産税・都市計画税(以下「固定資産税等」という。)は、賦課期日(毎年1月1日)現在、登記簿又は土地・家屋補充課税台帳に登記又は登録されている方(以下「所有者」という。)に課税することになります。
- (2) 所有者が死亡している場合には、その土地又は家屋を現に所有している者(現所有者)が、固定資産税等の納税義務者となります。主として相続人がこれに該当します。
- (3) 共有で相続した場合や遺産分割が完了していない場合は、現所有者が複数になりますので、代表者を選んでいただきます。納税通知書は代表者にのみ送付します。 (遺産分割が完了するまでは、当該固定資産は相続人全員の共有となり、その固定資産税は相続人全員が連帯して納税義務を負うことになります。)
- (4) この申告は納税義務を変更するもので、相続登記や相続税の申告とは一切関係ありません。遺産分割協議が終了しましたら、すみやかに法務局で相続登記の手続きをしていただきますようお願いいたします。(相続税の申告については、所管の税務署にお問合せください。)

相続登記後は、賦課期日において、新たに登記簿に登記された所有者が、納税義務者となります。

## 2 固定資産税相続人代表者指定届 兼 現所有者申告書について

- (1) 申告書の書き方
  - ① 別紙「固定資産税相続人代表者指定届 兼 現所有者申告書」に必要事項を記入してください。
  - ② 土地又は家屋を所有していた方(亡くなられた方)の氏名、生年月日、死亡したときの住所及び死亡年月日をご記入ください。
  - ③ 代表者及びその他の現所有者欄には、「法定相続人の範囲」を参照して必ず相続人(受遺者を含む)をご記入ください。
  - ④ 個人番号 (マイナンバー) 又は法人番号をご記入ください。個人番号・法人番号 の記載がない場合でも有効なものとして受理します。また、本人確認資料の不備 等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号等の記載はないものとして受理します。
  - ⑤ 被相続人(亡くなられた方)との続柄の欄は、必ずご記入ください。 例)妻、子(養子)、母、弟 など
  - ⑥ 共有の場合、持分をご記入ください。
  - ⑦ 相続等登記の欄は、該当にチェックを入れてください。



配偶者は、常に相続人となり、配偶者以外の血族相続人は、第一順位、第二順位、第 三順位の順で相続します。一般的な相続人は次の3通りになります。

配偶者

(夫・妻)

+

第1順位 【子】

死亡している場合には、子の直系卑属(孫、ひ孫等)

第2順位 【父母】

| 死亡している場合には、直系尊属(祖父母、曽祖父母等)

第3順位 【兄弟姉妹】

死亡している場合には、兄弟姉妹の子(甥・姪)

- 配偶者(※1)は、常に相続人となる。(民法第890条)
- 第2順位及び第3順位の父母と兄弟姉妹は、前の順位の相続人がいない場合にのみ相続人となる。ただし、第1順位の子が死亡している場合には、子の直系卑属(子や孫など)が、父母が死亡している場合には父母の直系尊属が、兄弟姉妹が死亡している場合には兄弟姉妹の子(被相続人の甥姪まで)が各々の相続権を引き継いで相続人になる。
- 第一順位、第二順位及び第三順位の血族相続人があるときは、それらの者と共同相続する。(民法第 900 条第 1 項から第 3 項)
  - (※1)この配偶者は、法律上の配偶者であって、内縁の関係にある者は入らない。

## (2)添付書類等について

- ① 「固定資産税相続人代表者指定届 兼 現所有者申告書」に個人番号(マイナン バー)を記載いただいた場合は、以下の本人確認書類を掲示してください。郵送 の場合は写し(コピー)を同封してください。
  - ・マイナンバー確認書類【マイナンバーカード(裏面)、通知カード、住民票等】
  - ・身元確認書類【マイナンバーカード(表面)、運転免許証、パスポート等】
- ② 法定相続どおりに相続をされる場合は次のいずれかを添付してください。
  - ア 法定相続情報一覧図写し

(法務局発行のもの。発行を受けるためには手続きが必要です。)

- イ 被相続人の出生から死亡までが記載された戸籍と各相続人の相続関係を示す 戸籍
- ③ 上記②にあてはまらない場合は次の書類を添付して提出してください。
  - ア 法定相続人以外が現所有者となる場合

遺言書の写し(自筆遺言の場合は、法務局で保管していたものを除き、検認済 証明書が必要です。)又は、遺産分割協議書の写し及び全員の印鑑登録証明書

イ 相続権を放棄している場合

裁判所が発行した「相続放棄申述受理通知書」の写し又は「相続放棄申述受理証明書」の写し

※提出方法などご不明な点がございましたら、資産税課までお問合せください。

【申告書提出先及び問合せ先】 〒188-8666 東京都西東京市南町5丁目6番13号 西東京市役所 市民部 資産税課

電話(直通) 042-460-9829 · 042-460-9830

E-mail shisanzei@city.nishitokyo.lg.jp